

理事会運営規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 30 条第 3 項の規定に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 理事会の種類及び構成

(理事会の種類)

第 2 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、毎年 4 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事監査規程第 7 条第 2 項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の構成)

第 3 条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

第 3 章 理事会の招集

(招集者)

第 4 条 理事会は会長が招集する。ただし、第 2 条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び同条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 会長は、第 2 条第 3 項第 2 号又は同条第 3 項第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第 5 条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 前項の規定に係らず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第 4 章 理事会の議事

(理事会の議長)

第 6 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前項の規定に係らず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(理事会の決議方法)

第 7 条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決議し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事としての表決に加わることはできない。

(監事の出席)

第 8 条 監事は、理事会に出席し、必要な場合には意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第 9 条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第 10 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第 5 章 理事会の権限

(権 限)

第 11 条 理事会は、本会の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事並びに執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第 12 条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ 本会の業務執行の決定
- ロ 代表理事並びに執行理事の選定・解任
- ハ 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受
- ホ 多額の借入
- ヘ 重要な使用人の選任・解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- チ 事業計画書及び収支予算書等の決議
- リ 事業報告書及び計算書類等の承認

ヌ その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

イ 下記の規則の制定、変更及び廃止

- ① 代議員選挙規程
- ② 総会運営規程
- ③ 役員候補選出委員会規程
- ④ 理事会運営規程
- ⑤ 理事の職務権限規程
- ⑥ 委員会運営規程
- ⑦ 情報公開規程
- ⑧ 個人情報管理規程
- ⑨ その他必要な事項の規則

ロ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

(報告事項)

第13条 会長並びに執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第6章 事務局

(事務局)

第14条 理事会の事務局には、総務部長が当たる。

第7章 雑則

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成23年4月15日から施行する。